

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則（児童家庭課）

◇告 示 生活保護法による医療機関の指定（社会課）
生活保護法による診療所の廃止（〃）
保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良事業計画の決定（農村整備課）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

都市計画の変更に係る案の縦覧（五件）（都市計画課）

廃川敷地等の生成（河川課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

一 境港通動寮の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

(一) 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一六、九三〇円（現行一六、三五〇円）を超える場合

一人月額 一六、九三〇円（現行一六、三五〇円）

(二) 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一六、九三〇円（現行一六、三五〇円）以下の場合

一人月額 収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額

二 この規則は、平成元年十一月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十九号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「一六、三五〇円」を「一六、九三〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成元年十一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成元年九月五日
堀江歯科医院	米子市錦町一丁目二二	〃
辻田耳鼻咽喉科医院	米子市河崎六〇五一	〃

わくしま内科医院	鳥取市松並町一丁目二八	平成元年九月十八日
----------	-------------	-----------

私立大山大原保養院	西伯郡岸本町大原九二七一一	〃
-----------	---------------	---

野口歯科医院	米子市旗ヶ崎五四五一八	平成元年九月二十一日
--------	-------------	------------

鳥取県告示第四十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成元年八月五日
堀江歯科医院	米子市錦町一丁目一五	平成元年七月十六日
野口歯科医院	米子市旗ヶ崎五四五一八	平成元年九月十日

鳥取県告示第四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第 二条の規定により告示する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三一〇	平成元年十月六日
仲倉医院	倉吉市越殿町一五五一	平成元年十月五日
木村歯科医院	日野郡日南町下阿毘縁九二〇	平成元年十月十三日
ナカムラ歯科医院	鳥取市大覚寺一七六一一二	平成元年十月六日
梶川薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六六四	平成元年十月十五日
菅医院	西伯郡大山町安原一〇五七	"
有限会社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町一七九七	"
中島整形外科医院	鳥取市新字上大樋井九三一五	"
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三	平成元年九月十六日

小山歯科医院	米子市車尾八六八一三	平成元年十月一日
小徳歯科クリニック	境港市元町四一	"
野口内科医院	米子市角盤町四丁目五一二	"
岸医院	八頭郡河原町大字河原四八	"
有限会社岡田薬局	米子市上後藤二九四一二	平成元年十月二日
周防内科医院	米子市上後藤三二四	平成元年十月一日
潮医院	西伯郡会見町天万六三八一五	"
早瀬医院	鳥取市川端五丁目一〇六	"
井上医院 井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二一五	"
井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七一六	"
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七一八	"
医療法人木本歯科医院	倉吉市昭和町一丁目一七四	"
医療法人社団高見医院	東伯郡北条町大字園坂七二〇	"
医療法人社団足立産婦人科医院	倉吉市上井町二丁目一〇一七	"
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇五	"
荻原医院	八頭郡河原町大字長瀬七四一	"

長谷川薬局	森脇耳鼻咽喉科 医院	大石医院	森整形外科医院	木下内科医院	井上皮膚科クリ ニック	福嶋整形外科医 院	医療法人社団平 本小児科医院	田中医院下津黒 出張診療所	田中医院大坪出 張診療所	田中医院	吉井歯科医院	井田歯科医院	森医院中河原分 院	森医院	臼井眼科医院
米子市富益町字米川西七 四七七―二	四 倉吉市新町三丁目一〇八一― 四	倉吉市西倉吉町二二―一〇	米子市夜見町二二六〇	米子市河崎九八七	米子市茶町二七―一	倉吉市伊木二六二―二	倉吉市山根六三七―六	八頭郡郡家町大字下津黒二六	一 八頭郡郡家町大字大坪七―一	鳥取市浜坂二丁目九―一五	倉吉市東巖城町一〇―一	境港市上道町一九八七―一	一七 岩美郡国府町大字中河原六八	五 岩美郡国府町大字糸谷一―一	鳥取市西町四丁目四五
平成元年十月二日	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県告示第千四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農地開発事業大原山地区農用地造成）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千四十四号

青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良

法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十五号

三朝町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業恩地地区農道整備の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字水堤五五二の二、五五二の一二、字大休ミ五五六の一、五五六の二（次の図に示す部分に限る。）、五五七、字蝦谷五六二の五、五六二の六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

第一種住居専用地域

変更する部分

鳥取市海蔵寺字池ノ谷、紙子谷字門上谷並びに香取字権限、字小山

谷、字元結西側、字元結堤ノ下及び字元結深谷
削除する部分

鳥取市紙子谷字門所谷並びに香取字宮ノ鼻、字於市谷東側及び字小

山谷西側

住居地域

追加する部分

鳥取市香取字権限、字宮ノ鼻、字小山谷、字元結西側、字於市谷東

側及び字小山山谷西側

商業地域

追加する部分

鳥取市海蔵寺字池ノ谷並びに紙子谷字門上谷及び字門所谷

工業地域

追加する部分

鳥取市香取字元結深谷及び字元結堤ノ下

変更する部分

鳥取市香取字元結西側及び字小山谷

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間

平成元年十月二十七日から同年十一月十日まで

鳥取県告示第千四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路 三・四・九号上井羽合線

二 都市計画を変更する土地の区域

三・四・九号上井羽合線

追加する部分

倉吉市大塚字下沖

変更する部分

倉吉市大塚字深田、字七峰及び字砂田並びに清谷字下前河原、字上

前河原及び字下沢地

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

平成元年十月二十七日から同年十一月十日まで

鳥取県告示第千四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、羽合都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路 一・四・一号羽合泊線（変更後一・三・一号羽合泊線）、三・四・二号羽合中央線、三・四・三号久留東郷湖線、三・四・

九号上井羽合線（変更後三・四・四号上井羽合線）及び三・四・四号羽

合北条線（変更後三・五・二号長瀬久留線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 一・四・一号羽合泊線（変更後一・三・一号羽合泊線）

追加する部分

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜根荒神、字嘉平柳、字浜根荒神、字

高浜、字三ノ中浜、字下村後、字五ノ中浜、字六ノ中浜、字又四郎開、

字文助開、字下浜及び字二ノ御建山下、大字南谷字峯及び字助七ヶ峯

並びに大字字野字上大田並びに同郡東郷町大字宮内字弁才ノ一

変更する部分

東伯郡羽合町大字久留字樋口下、大字赤池字下河原、字四郎三堀、字墓廻り、字三ツ石及び字河端、大字上橋津字手崎、字前田及び字向山、大字南谷字ヒジリ、字大谷、字馬ノ山、字大ナル、字下イヤガ谷、字夫婦塚、字大山、字大山谷、字新林及び字二ノ琴引並びに大字宇野字乳母ケ谷、字馬隠、字下馬山、字中馬山一、字七曲り、字上馬山及び字僧ケ谷並びに同郡泊村大字宇谷字僧ケ谷、字シャール、字高平、字瀧、字清水、字宇野谷、字池田平、字澤、字ナハナミ及び字池田、大字原字渡場並びに大字園字浜山
廃止する部分

2 東伯郡羽合町大字橋津字下河原、大字南谷字二ノ下イヤガ谷、字奥谷、字勝負谷及び字中山並びに大字宇野字中馬山二、同郡東郷町大字宮内字椎山並びに同郡泊村大字宇谷字向山中林並びに大字原字二ノ北谷
変更する部分

3 東伯郡羽合町大字久留字樋口下並びに大字橋津字二ノ樋口下
変更する部分

4 東伯郡羽合町大字光吉字六田ケ坪、字鍵田、字南津、字浅津及び字長ケ坪
変更する部分

5 東伯郡羽合町大字田後字小樋口、字大河内、字二ノ大河下、字内河原及び字三ノ内河原
三・四・四号羽合北条線（変更後三・五・二号長瀬久留線）

変更する部分

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ浜根荒神、字浜根荒神、字高浜、字三ノ中浜、字下村後、字五ノ中浜、字六ノ中浜、字又四郎開、字下浜、字文助開及び字二ノ御建山下並びに大字久留字樋口下

三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡羽合町大字久留一九一 羽合町役場

東伯郡泊村大字泊五三四一 泊村役場

四 縦覧期間

平成元年十月二十七日から同年十一月十日まで

鳥取県告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・二・一号淀江米子線（変更後一・一・一号

淀江米子線、三・二・一号泉尾高線及び三・五・五号陰田町線）
二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・二・一号淀江米子線（変更後一・一・一号淀江米子線）

追加する部分

米子市古豊千字家向下及び字柳田

変更する部分

米子市尾高字京田ノ一、字京田ノ二及び字花掛ノ一、下郷字井田添、
字繩手添ノ一、字河原田、字井手ノ手ノ一及び字上河原、赤井手字菰
池、字東菰池、字東天神免、字中天神免及び字西天神免、今在家字谷田
字向谷田、字前谷田、字蓮池、字下井ノ上、字上井ノ上、字下塚本、
字上塚本、字安木田、字樋ノ口及び字竹ノ下、蚊屋字前田、字的場、
字絹屋古セノ木、字キノ木、字干摺、字堀廻り、字八幡田及び字紅梅、
下新印字一ト口堂ノ一、字土井ノ前及び字樋ノ下、浦津字村北一、字
村北二、字カフベ、字村西一、字村西二、字円光寺及び字円光寺二、
古豊千字中道、字家通、字家向、字早田、字豊田及び字古屋敷、福市
字下新田、観音寺字戸上山東平、字戸上山西平、字奥大塔及び字大塔
山東平、長砂町、宗像字安越谷、字妙見前、字乞食谷及び字宮谷山、
奥谷字大谷原、字山ノ神山、字越岨及び字綿打山、目久美町、大谷町
並びに陰田町
削除する部分
米子市美吉字大谷
2 三・二・一号淀江米子線（変更後三・二・一号泉尾高線）
変更する部分
米子市尾高字花掛ノ一、字京田ノ二及び字京田ノ一

3 三・二・一号淀江米子線（変更後三・五・五号陰田町線）
変更する部分

米子市陰田町

三 都市計画の縦覧場所

米子市加茂町一丁目一 米子市役所

四 縦覧期間

平成元年十月二十七日から同年十一月十日まで

鳥取県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ
き、米子境港都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用
する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画
の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に
意見書を提出することができる。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画公園 四・三・一号海浜運動公園（変更後四・五・

一号海浜運動公園）

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

西伯郡日吉津村大字今吉
変更する部分

西伯郡日吉津村大字日吉津

三 都市計画の案の縦覧場所

西伯郡日吉津村大字日吉津八七二一五 日吉津村役場

四 縦覧期間

平成元年十月二十七日から同年十一月十日まで

鳥取県告示第五十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成元年十月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川八東川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成元年十月二十七日

三 廃川敷地等の位置

八頭郡八東町大字安井宿字向河原三三五番一地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。）一、八五九・五二平方メートル

五 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定により、なお効力を有するものとされる河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定によりその廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。